商品概要説明書

一般財形貯金

(令和3年11月1日現在)

	(令和3年11月1日現在)
商品名	•一般財形貯金
ご利用いただける方	・ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者 (年齢制限なし)
期間	
(預入期間)	3年以上
預入方法	
(1)預入方法	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。
(1) 18/ (7)	月例給与および賞与
	月例給与
	賞与
(2)預入金額	・1回あたり1円以上
(3)預入単位	1円単位
(4)預入貯金の種類	・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」としま
(五) [於入於] 亦。八五次	す。
上 払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息	・
1	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(1) 週用金利 (2) 利払頻度	・払戻時に一括して支払います。
(2) 利払頻度 (3) 計算方法	1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
(3) 訂异刀伝	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。
(4)税 金	- しょり。 - 20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) ※の分離課税となります。
(4)税 金	
(こ) 人到は却のする	※令和19年12月31日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	
付加できる特約事項	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	- 保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につき
紛争解決措置の内容	ましては、当JA支店または本店金融部金融企画課(電話:08
	52-67-7741)にお申し出ください。当JAでは規則の
	制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の
	機関を利用できます。上記当JA金融部金融企画課またはJA
	バンク相談所にお申し出ください。
] · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	・広島弁護士会(電話:082-225-1600)
	・広島弁護士会(電話:082-225-1600)・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)・第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
	 ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031) ・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) ・第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター(JAバ

	「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAしまね